

寺田縄村 江戸期の石高（村高）（寺田縄村中百姓衆中覚より）（2023. 6）

江戸期 寺田縄村の村高（石高）を考察する一つの手立てに「相州大住郡寺田縄村 村中百姓衆中覚」（以後、「覚」と記します）という「覚書」があります。

「覚書」の文書は、平塚市史3に収録され、『市域に現存する諸文書の中で、最も特異なものの一つである』＜資料編 近世（2） p 90＞と評価されています。

今回は、この記述を読み、江戸期寺田縄村の村高を考察いたします。

石高：江戸期の農村にあつては、田地からの石高が多い・少ないことをもって、村内の上下関係や家格までも示すと考えられています。



「天正十八年寅年より百姓」との添え書きのある家

天正十八年（1590）小田原北条氏は滅亡し、徳川家康が関東に入国しました。寺田縄村は、かつて領主であった北条氏の支配が消滅し、幕領（天領・幕府の統治）となりました。記述によれば、「天正十八年から寺田縄村の百姓」となったと読み取れます。

「寺田縄村にこの年に入植・土着し百姓となる」と解釈されています。

入植：開拓地や植民地などに入って生活すること

土着：その土地に生まれ住み着いていること。その土地に常住すること



「村中百姓衆中覚」作成年度は明確な記載はなく、表題に「戊五月日」と記されるのみで、作成の年代は明記されていません。

文書内の記述で一番新しい年代として、宝暦三年（1753）が記されていますので、作成年代は「近世期の宝暦年間（1751～1763）頃」（市史3）と指摘されます。記されたのは江戸時代中頃の寺田縄村に関する文書といえます。

天正十八年（1590）から数えて、百数十年後になります。



「村中百姓衆中覚」の記載は、「高橋家」から始まります。

高橋家 本家

例： 高橋主計 天正十八年寅年より百姓 高 四拾九石四斗九升九合
— 勘ヶ由 — 清左衛門 — 勘ヶ由 ・ ・ — 仙右衛門

- ・ 高橋家の本家となる主計は、寺田縄村で「天正十八年寅年より百姓」であり、現在、8代目の高橋仙右衛門が、高 四拾九石四斗九升九合の土地を相続しています。

高橋家の分家

高橋久兵衛 本家・清左衛門からの分地 高 廿貳石壹斗八升貳合
— 権左衛門 — 文右衛門 ・ ・ 清左衛門

- ・高橋家の分家である高橋久兵衛は、本家3代目の高橋清左衛門の時代に、高 廿貳石壹斗八升貳合の土地を分与され、現在は分家5代目の清左衛門が相続しています。

高橋九兵衛 本家・勘ヶ由からの分地 高 拾九石貳斗壹升五合
— 九兵衛 — 久左衛門 — 幸左衛門

- ・高橋家の分家である高橋九兵衛は、本家4代目の高橋勘ヶ由の時代に高 拾九石貳斗壹升五合の土地を分与され、現在は分家4代目の幸左衛門が相続しています。

高橋与惣左衛門 分家・九兵衛からの分地 高 拾八石壹斗七升八合
— 弥次兵衛 — 利右衛門 — 藤左衛門

- ・分家である九兵衛（初代か2代目かは不明）からの分地 高 拾八石壹斗七升八合を分与され、現在は、4代目の高橋藤左衛門が相続しています。

高橋伝左衛門 分家・九兵衛からの分地 高 九石七斗三升三合
— 小左衛門 — 伝左衛門 — 新七

- ・分家である九兵衛（初代か2代目かは不明）からの分地 高 九石七斗三升三合を分与され、現在は、4代目の高橋新七が相続しています。

- 天正十八年寅年より、寺田縄村の百姓である高橋主計家の本家（現在は高橋清左衛門が相続）と分家を合わせた高橋家の総石高は 118石8斗0升7合となります。



「天正十八年寅年より百姓」と添え書きされたのは、高橋主計、「北条御膳奉行」石塚生井之上、「御勘定奉行」石塚修理、石塚右近、石塚与五郎、石塚兵庫の6家となっています。

「北条御膳奉行」、「御勘定奉行」の記載は、北条氏に仕えた役職と思われます。

次に「天正十八年寅年より百姓」（1590）と添え書きされた家々の、本家と分家の総石高は、下記表に記しましたように、合計387.327石となっています。

本 家	石 高	分 家	石 高	本・分家計
高橋主計	49.499	久兵衛 他3家	69.308	118.807
石塚生井之上	20.985	亦十郎、新助他3家	56.254	77.239
石塚修理	101.646	庄右衛門 他3家	39.549	141.195
石塚右近	3.397	無し	—	3.397
石塚与五郎	15.452	与兵衛	12.838	28.290
石塚兵庫	18.399	無し	—	18.399
計	209.378		177.949	387.327

(単位 石)

相続関係

高橋主計の後、高橋仙右衛門が本家の8代目として相続している
石塚生井之上の後、石塚喜右衛門が本家の7代目として相続している
石塚修理の後、石塚平六が本家の9代目として相続している
石塚右近の後、石塚庄蔵が本家の5代目として相続している
石塚与五郎の後、石塚源右衛門が本家の6代目として相続している
石塚兵庫の後、石塚伊兵衛が本家の7代目として相続している

(注) (覚) 筆頭に記された高橋家の本家、分家の石高を合算すると高 118.807 石となります。一方、石塚修理は、寺田縄村で最高の石高、141.195 石となっています。

● 「北条御膳奉行」石塚生井之上家について

① 系図が分岐する、石塚伊之蔵と石塚新助について

石塚伊之蔵系図は、本家の記載形式に基づいていると考えられ、石塚伊之蔵を本家の2代目と読み取ります。

一方、石塚新助は、記載上分家と考えられます。石塚生井之上は天正十八年に寺田縄村の百姓となったが、早期に急逝し、他の家には見られない記載になったとも考えられます。

② 分家の石塚亦十郎2代目の市郎左衛門より分地された石塚忠左衛門に「宝暦三年（1753）より屋敷長七間横拾貳間壺尺貳寸」の添え書きがあり。屋敷の事で石高とは関係ありません。

③ 分家の石塚佐次兵衛の石高「高 廿石八斗九升貳合 三石六斗貳升七合入 高合 廿四石五斗貳升三合」となり、数値が廿四石五斗壺升九合となるところが「廿四石五斗貳升三合」と記載されています。

④ 石塚与五郎家

「本名平野 であつたが延享年中より石塚と改名した」

(参考 「延享年中」 西暦では、1744～1748)

「元文四歳返り申し候」は、意味不明です。(参考 「元文」 西暦では、1736～1741)

⑤ 石塚兵庫

本家5・6代目の伊兵衛の時代の寛文十年に二宮図書を入籍しています。



その他の添え書き

- 「天正年中より百姓」(1573-1592)と添え書きされたのは、**本田清蔵** 1家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
本田清蔵	19.543	無し	—	19.543

本田清蔵の後、本田甚兵衛が本家の7代目として相続しています。

- 「元和二年大坂牢人」(1611)と添え書きされたのは、

小泉織部「杉井織部の跡」、**小泉茂右衛門**の2家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
小泉織部	46.000	太左衛門、金兵衛	37.228	83.228
小泉茂右衛門	27.979	弥右衛門、他2家	39.029	67.008
計	73.979		76.257	150.236

小泉織部の後、小泉為右衛門が本家の6代目として相続しています。

小泉茂右衛門の後、小泉茂左衛門が本家の6代目として相続しています。

小泉茂右衛門の分家、小泉弥右衛門は、「吉田玄蕃の跡」を経て分地されています。

小泉茂右衛門の分家、山田惣右衛門は、「日向の出生」

- 「寛永より役人」(1.624-1644)と添え書きされたのは、**足立次郎兵衛** 1家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
足立次郎兵衛	59.428	無し	—	—
小泉吉左衛門	6.664	足立家との関連不明	—	—
計	66.092		—	—

足立次郎兵衛の欄の記載—**小泉吉左衛門**(不明)の田地を吉兵衛(本家足立次郎兵衛の2、3代目か?)へ入れて、元文年中より再び小泉吉左衛門分となりました。

足立次郎兵衛の後、足立吉兵衛が本家の4代目として相続しています。

- 「小田原牢人」と添え書きされたのは、**船木徳仙** 1家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
船木徳仙	30.494	無し	—	30.494

船木徳仙の後、船木七郎左衛門が本家の6代目として相続しています。

- 「片岡出生」と添え書きされたのは、**中嶋亦左衛門** 1家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
中嶋亦左衛門	9.295	藤兵衛 他4家	41.501	50.796

中嶋亦左衛門の後、中嶋庄兵衛が本家の5代目として相続しています。

- 「大坂牢人」との添え書きされたのは、**南里久左衛門** 1家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
南里久左衛門	9.162	源左衛門	6.364	15.526

南里久左衛門の後、南里幸七が本家の5代目として相続しています。

- 「正徳元年より百姓」(1711)と添え書きされたのは、「堀出生の人」**北村才三郎**、「江戸出生の人」**高山願吉**の2家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
北村才三郎	16.110	無し	—	—
高山願吉	3.575	無し	—	—
	19.685			19.685

北村才三郎の後、北村七郎兵衛が本家の3代目として相続しています。

高山願吉の後、高山太右衛門が本家の3代目として相続しています。

- 「入野飯嶋より引越し」と添え書きされたのは、**二宮播磨** 1家

本家	石高	分家	石高	本・分家計
二宮播磨	37.000	清兵衛	14.040	51.040

二宮播磨の後、二宮弥左衛門が本家の7代目として相続しています。

- **吉川将監** (風土記稿によれば、「小田原落城後」寺田縄の百姓)

本家	石高	分家	石高	本・分家計
吉川将監	68.099	八郎左衛門、覚兵衛	33.119	101.218

吉川将監の後、吉川新右衛門が本家の7代目として相続しています。

- ・ 吉川将監の石高

「高 六拾六石弍斗四升四合 同壺石八斗弍升五合 合六拾八石九升九合」合六拾九石五升九合となりますが、記載と合いません。算定の石高は記載通りです。

● 「添え書きのない」 **井出道仙**

本家	石高	分家	石高	本・分家計
井出道仙	20.342	与左衛門	22.220	42.562

・井出道仙の後、井出次兵衛が本家の6代目として相続しています。

● 「添え書きのない」 **二宮喜右衛門**

本家	石高	分家	石高	本・分家計
二宮喜右衛門	5.408	善右衛門	10.724	16.132

・二宮喜右衛門の後、二宮伊右衛門が本家の5代目として相続しています。

● 「長左衛門より買屋敷」と添え書きされた、**中嶋佐五兵衛**

本家	石高	分家	石高	本・分家計
中嶋佐五兵衛	1.722	無し	—	1.722

・「長左衛門」は、「天正十八年寅年より百姓」石塚生井之上本家4又は6代目の 石塚長左衛門か？

中嶋佐五兵衛の後、中嶋七右衛門が本家の2代目として相続しています。

● 「次郎左衛門、甚兵衛分地」と添え書きされた、**二宮五郎兵衛**

本家	石高	分家	石高	本・分家計
二宮五郎兵衛	0.635	無し	—	0.635

・「次郎左衛門」は、「入野飯嶋より引越し」二宮播磨本家の5、6代目の 二宮次郎左衛門か？

二宮五郎兵衛の後、二宮助七が本家の3代目として相続しています。

● 「中原村へ慶長年中に渡す」、「根元伊兵衛名田」と添え書きされた、**飯塚覚左衛門**

本家	石高	分家	石高	本・分家計
飯塚覚左衛門	51.850	無し	—	51.850

・「根元伊兵衛名田」の「伊兵衛」は、石塚兵庫「天正十八年寅年より百姓」本家の5、6代目か？

飯塚覚左衛門の後、飯塚覚左衛門が本家の4代目として相続しています。

● 「善右衛門分地」と添え書きされた、二宮仁兵衛

本家	石高	分家	石高	分家計
二宮仁兵衛	0.680	無し	—	0.680

・「善右衛門分地」の「善右衛門」は、本家二宮喜右衛門の分家二宮善右衛門か？

二宮仁兵衛の後、二宮庄右衛門が本家の2代目として相続しています。

● 寺院

宝正院	13.263		
蓮照寺	2.090	根元内蔵助御上地	
吉祥院	15.000	文明年中より御寺	文明 1469～1487
東善寺	2.000	同時御寺	
蓮昭寺	12.000	天正初り御寺	天正 1573～1593
計	44.353		

「相州大住郡寺田繩村 村中百姓衆中覚」には『大住郡寺田繩村高橋近衛門実否正シテ之書ス』と最後に記されています。

この「高橋近衛門」は、「天正十八年寅年方百姓」と添え書きされた本文書の筆頭記載 高橋家本家 「高橋主計」8代目の仙右衛門、「後に近右衛門と改む」と同一人物か？ 不明です。

◎ 「相州大住郡寺田繩村 村中百姓衆中覚」の筆者、「高橋近衛門」は寺田繩村全域にわたる本家、分家の氏名及び石高を「実否正シテ」覚書として纏めました。

「相州大住郡寺田繩村 村中百姓衆中覚」に記載された 寺田繩村の総石高

合計：1014石5斗3升8合（寺社を含め 1058石8斗8升1合）となります。

寺田縄村の石高

江戸期 寺田縄村の石高を「相州大住郡寺田縄村 村中百姓衆中覚」に記載されている本家、分家の石高を整理し算出しました。

文書の記載年代は不明ですが、おおむね、江戸時代の中頃（1700年代）と考えられています。記述しましたように、村の石高（村高）は、1014石5斗3升8合 となりました。

宝永6年（1709）「金目川通り諸村 村高帳」（平塚市史4 P218）には、寺田縄村の石高 千七拾貳石貳斗五升八合、1072石2斗5升8合とあります。

寛延2年（1749）松平朝矩（前橋藩大和守）の知行地は、1101石

文化8年（1811）近藤元五郎 653石、白須助太郎 418石両氏の二給地として 計 1071石 とされています。近藤氏、白須氏による二給方式は、明治期まで継続されました。

江戸期の寺田縄の石高は、1014石から1101石との数値を知ることが出来ます。

（参考） 宝永6年（1709）「金目川通り諸村 村高帳」より、金田に関わる他村の石高を記します。

飯嶋村	高	貳百六拾六石	266石
入野村	高	七百五石五斗一升貳合	705石5斗1升2合
長持村	高	五百貳拾四石壹斗四升四合	524石1斗4升4合

「金目川通り諸村 村高帳」について、市史には『富士山噴火による村の変質等を将来したため、この年に川通り（金目川通り）村々の村高を再確認した結果作成されたものと思われる』と記されています。

■ 「相州大住郡寺田縄村 村中百姓衆中覚」を読む

① 文書の性格

「覚」は覚書であり、公儀へ提出するなどの公文書ではない
自らが書き留めるという私的な文書

② 農民の名前が記されているのではなく、漢字表記のフルネームで記されている

③ 記述年代

「天正十八年寅年より百姓」の記述天正18年は西暦1590年
作成年代は、「近世期の宝暦年間（1751～1763）頃」（平塚市史3）
小田原北条氏滅亡後 約200年となる。

④ 江戸期以前は、小田原北条氏の治下で「北条氏所領役帳」に記される、北条氏配下の「布施氏」が領国を安堵され、領民は農村社会の一員として統治体系に組み込まれていた。

⑤ 「天正十八年寅年より百姓」の読み方

ア 「方」を「から」と読む

イ この年、北条の配下となっていた武士団が、新たな徳川政権下で百姓身分を与えられ年貢の支弁者として寺田縄の土地開発等の農業経営をおこなった。

・・・ と、読み取れないでしょうか ？

□ 本論考では、「覚」に基づき、江戸中期頃の寺田縄村の村高を考察しました。加えて、他史料からも村高の数値を見てきました。

「覚」の内容を記すことなく、整理を進めてきましたが、平塚市史3をご参照ください。